

産休・育休代替職員(児童自立支援専門員または児童生活支援員)の募集について

1 職種及び募集人員

児童自立支援専門員または児童生活支援員 1名

2 業務内容

- (1) 児童(主に小学校高学年から中学生)の日常生活指導(学習、食事、洗濯等の支援)
- (2) こども家庭センター(児童相談所)等との連絡調整の補助
- (3) その他、児童自立支援事業にかかる事務
※対象児童は小・中学生(主に中学生)で寮生の登校前後、下校後の支援になります。
※正規職員による指導助言、サポートがあります。
※複数職員が協力して児童支援を行います。

3 勤務場所

兵庫県立明石学園
兵庫県明石市魚住町清水 2744
JR山陽本線「土山」駅下車、徒歩30分、タクシー10分
第2神明道路「明石西」インターから車で5分

4 勤務期間

令和8年9月中旬頃～令和10年4月30日の予定
(職員の産休・育休の取得状況に応じて決定。)

5 勤務日及び勤務時間等

勤務日：週5日間(週38時間45分)
勤務時間：8：45～17：30(1日7時間45分勤務、昼休憩：1時間)
休日：4週8休制(勤務日は勤務割振表によることとし、宿泊し児童と起居を共にする日があります)

6 勤務条件

基本報酬：月額259,934円(地域手当に相当額を含む)
※報酬額の算定は、職歴等により個別に決定。上記金額は大卒の場合。
手当：社会福祉業務手当 月額28,400円
住居手当・扶養手当 該当する場合のみ規定によって支給
期末手当：年間計2.525月(在職期間に応じた割り落としあり)
勤勉手当：年間計2.125月(在職期間に応じた割り落としあり)
通勤手当：実費相当分を支給(上限あり)
保険：健康保険、厚生年金保険、労災保険
身分：臨時的任用職員(職員の産休期間中、概ね16週間程度)
育休任期付職員(職員の育児休業期間中に育児休業期間に応じて任用。
ただし、一つの任期は1年以内のため、勤務実績や職員の育児休業時間に
応じて1年度毎に任期を更新します。)
有給休暇：任期に応じて年間最大20日(時間単位の取得可能)

7 応募資格

以下のいずれかを満たす者

- ①社会福祉士の資格を有する者
- ②児童自立支援専門員を養成する学校その他養成施設を卒業した者
- ③大学で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科等を修めて卒業し、1年以上児童自立支援事業に従事した者
- ④高等学校等卒業生で、3年以上児童自立支援事業に従事した者
- ⑤小学校、中学校また高等学校の教諭の免許を有し、1年以上児童自立支援事業に従事した者
- ⑥保育士等の資格を有する者

8 応募方法

- (1) 兵庫県産休・育休代替職員(兵庫県立明石学園)登録試験による採用とします。

県HPに掲載している受験申込書（学歴・職歴シート含む）に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、下記送付先まで郵送してください。（受験申込書はA4縦の片面に印刷）

- (2) 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りします。
受信設定が必要な場合は、「pref.hyogo.lg.jp」が受信できるようにしてください。

※予告なく募集を締め切ることがありますので、あらかじめ問い合わせ願います。
※合格の可否は書類選考・口述試験（面接）により決定し、その結果を文書で通知します。

- ・送付先：〒674-0074 明石市魚住町清水2744 兵庫県立明石学園総務課
- ・問い合わせ先：078-942-1572（代）
- ・メールアドレス：Akashigakuen@pref.hyogo.lg.jp

9 その他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
 - ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
 - ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。